

相続登記はお済みですか

相続に関する無料相談

岐阜県司法書士会では、毎年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」として無料相談を実施しています。

期間

2月1日(火)～2月28日(月)

場所

県内全ての司法書士事務所
(各事務所の執務時間内)

相談料

無料

相談例

- ・土地の名義が先々代のまま
- ・パートナーに全財産を相続させたい
- ・相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません

相続登記とは、相続した不動産の名義を変更することをいいます。相続登記は期限が定められておらず、手続きが遅れがちであるばかりか、何代にもわたって放置してしまうこともあり、このことが所有者不明土地問題として社会的な関心を集めています。

不動産の名義を変更していないと、売却する場合や担保にして融資を受けようとする場合などに手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておく、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、様々なトラブルが発生することも少なくありません。

問 岐阜県司法書士会事務局

☎ 058-246-1568

雇用保険 マルチジョブホルダー

～令和4年1月1日から65歳以上の労働者を対象に新設されました～

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度です。

適用要件

- 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者
- 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上
- 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上

問 ハローワーク大垣

☎ 73-8609

実技救命講習（普通Ⅰ） 開催

一家に一人救命者を！

普通救命講習Ⅰは、成人に対する心肺蘇生、AEDの使用方法、窒息の手当、止血の方法などを学びます。実技救命講習は、e-ラーニング講習を受講（大垣消防組合ホームページから受講可能）してから実技を行う時短コースです。

開催日時

3月13日（日）9：30～11：30

開催場所

大垣消防組合消防本部
(大垣市外野3丁目20番地2)

募集人員

20人程度

申込期間

2月1日(火)～3月10日(木)

申込方法

氏名・生年月日、電話番号をメール(akasaka@ogaki-syoubou.or.jp)または電話にて赤坂分署へお申し込みください。

その他

- ・講習を修了された方には修了証を交付します。(受講料は無料です。)
- ・実技講習を行いますので、動きやすい服装で参加してください。
- ・受講者は大垣消防組合管内(大垣市(上石津地域を除く)、神戸町、輪之内町、安八町、池田町)に在住・在勤・在学の中学生以上の方に限ります。
- ・e-ラーニング講習を受講後に発行された受講証明書を印刷するか、画面メモ等に保存し、実技講習時にお持ちください。

問 大垣消防組合北消防署赤坂分署

☎ 71-0204

広告